

ID: 858

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	命令に従わない場合の給付差止め		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第16条第2項		
法令番号	昭和23年政令第197号		
【根拠条文】 (A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告) 第16条 2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日